

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 NHK連続テレビ小説「スカーレット」のロケーションの円滑な推進のための支援並びに地域振興及び活性化に全市が一体となり取り組む体制を構築するため、「スカーレット」で甲賀を盛り上げる推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ロケーションの円滑な推進に係る必要な支援に関すること。
- (2) 観光客の受入れ、おもてなし体制の構築その他の構成団体等が実施する事業の情報発信、情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 推進協議会は、別表第1で定める団体から推薦される者で組織する。

- 2 委員は、別表第1で定める団体からの推薦に基づき、市長が委嘱する。
- 3 市長は、必要に応じ別表第1で定める団体から推薦される者以外の者を委嘱することができる。
- 4 オブザーバーは、別表第2で定める団体から推薦される者を必要に応じて会長が招聘する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務を終えるまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第7条 推進協議会は、第2条に規定する所掌事務に関し、専門的に協議し、実施するために、別表第3で定める委員会を置く。

2 委員会は、別表第1で定める団体から推薦を受けた委員によって組織する。

3 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長は、会務を掌握し、委員会の事業計画等を第8条に規定する運営委員会に上程する。

6 委員会は、前項の事業計画のうち、運営委員会で可決された事業を実施するものとする。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員長の承認を得て委員会の運営に関し必要な者を委員会に加えることができる。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、会長、副会長、委員長によって組織する。

2 運営委員会には運営委員長及び副運営委員長を置き、運営委員長は会長、副運営委員長は副会長が務める。

3 運営委員会の会議は、運営委員長が招集し、その議長となる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 運営委員長は、運営委員会で決定した事項を、協議会へ報告する。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局は、産業経済部観光企画推進課ロケーション推進室に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成31年3月28日から施行する。

付 則

この告示は、令和元年7月10日から施行する。

付 則

この告示は、令和2年7月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	名 称
委員	甲賀市商工会
〃	甲賀市観光協会
〃	信楽町観光協会
〃	信楽陶器工業協同組合
〃	信楽陶器卸商業協同組合
〃	信楽料理旅館飲食業組合
〃	信楽商店協同組合
〃	甲賀農業協同組合
〃	(公社)水口青年会議所
〃	甲賀市工業会
〃	甲賀市区長連合会
〃	信楽地域区長会
〃	信楽地域各自治振興会
〃	信楽焼振興協議会
〃	信楽陶芸作家協会
〃	信楽高原鐵道株式会社
〃	信楽焼伝統工芸士会
〃	(公財)滋賀県陶芸の森
〃	甲賀調理師会
〃	甲賀ホテル旅館組合
〃	水口酒販協同組合
〃	立命館大学

別表第2（第3条関係）

オブザーバー	滋賀県商工観光労働部
--------	------------

別表第3（第7条関係）

名 称
観光誘客委員会
イベント委員会
物産委員会